



受 総 第 7 1 号
平成 2 9 年 3 月 7 日

琴浦町監査委員 山 根 弘 和 様
同 桑 本 始 様

琴 浦 町 長 山 下 一 郎



随時監査報告書における結果及び意見について（回答）

平成 2 9 年 2 月 1 3 日付発監第 3 号で報告のありました事項につきまして、
別紙のとおり対応を検討しています。

なお、対応方針の中でご確認したい点等ございましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

担当：琴浦町総務課 山田 聡
電話：0858-52-2111 （内線 120）
FAX：0858-49-0000
E-mail：yamada-s@town.kotoura.tottori.jp

随時監査に係る監査結果及び意見について

番号	意見	関係部署	回答（対応）方針
①	地域防災計画及び業務継続計画の見直し実施	総務課	平成29年度において計画内容の見直しを実施します。
②	役場本庁舎等の代替施設の具体的検討	総務課	役場本庁舎の代替施設は、分庁舎及び生涯学習センターとなっておりますので、当該施設が被災した場合も想定し、具体的配置等について検討します。
③	防災会議室の機能点検・確認	総務課	各種機器の整備・点検につきましては、今後実施いたします。また、防災会議室への各種機器の移動及び設置につきましては、円滑に実施できることを確認しておりますが、今後防災会議室を利用した訓練も実施予定としておりますので、その際、稼働状況等も含めた点検・確認を併せて行います。

<p>【監査結果】</p> <p>平成29年度において計画内容の見直しを実施します。</p>		
<p>【監査結果】</p> <p>役場本庁舎の代替施設は、分庁舎及び生涯学習センターとなっておりますので、当該施設が被災した場合も想定し、具体的配置等について検討します。</p>	<p>監査員 西野 隆夫</p>	<p>2017年 10月 10日</p>

随時監査に係る監査結果及び意見について

番号	意見	関係部署	回答（対応）方針
④	行政ネットワークシステム不稼動時の対応検討	総務課 税務課 企画情報課 町民生活課	<p>【総務課】 災害時においても各部署が業務を適正に実施できるよう有事の際の対応について検討するよう指示しております。</p> <p>【税務課】 固定資産税に係る証明発行については、関係諸帳簿を紙ベースで整備する必要があるため、検討が必要です。また、それ以外の証明発行及び収納事務についても、関係諸帳簿で対応することになることから、耐火書庫のスペース確保対策について検討が必要です。</p> <p>【企画情報課】 総合行政システムのサーバはケイズ(米子市内)にあり、情報ハイウェイ接続しています。断線時にはコピーデータを琴浦町に持って来て仮復旧する方法がありますが、下記のとおり業務が限定されま す。 (仮復旧対応可能事項) 証明書発行、住所確認：可能 転入・転出等の異動：不可能 なお、本庁舎は無停電の構造ですが、万一停止した場合、システムで行う事務は全て手作業となります。したがって、各課が独自導入しているシステム(戸籍システム等)についても同様のことが可能か検討する必要があります。</p> <p>【町民生活課】 ●保険係 申請受付は行いますが、システム停止に伴う保険証交付は、復旧後実施します。 ●戸籍係 住基システムについては、ケイズのサーバセンター、戸籍システムについては、戸籍副本データセンター(北海道)でバックアップが保存されていますが、通信・町サーバに障害発生の場合は、証明書の発行・異動処理(住基：転入・転出等、戸籍：記載)は出来ません。 (町の住基と住民基本ネットワークは、連動しているため、手書き等で行えば、不具合が生じるため、各種届出の申請は受けるが、処理登録は復旧後となる。)したがって、システム復旧後に証明書交付を行うこととなります。なお、戸籍届書については、一旦受領し復旧後確認し記載処理を行い、異動処理については、一旦受領し復旧後に処理を行います。</p>
⑤	ホームページによる災害情報発信	総務課 企画情報課	<p>災害時には、災害に関する情報関連を統一化したバナーをトップページの一見やすい箇所に貼り付け、より分かりやすい災害情報を常時、発信し続けることが必要不可欠であります。そのため、他の自治体の災害に関する情報発信方法を参考としながら、防災担当と検討をしていきたいと考えております。</p>

随時監査に係る監査結果及び意見について

番号	意見	関係部署	回答（対応）方針
⑥	高齢者、障がい者、外国人等への広報、避難行動支援	総務課 福祉あんしん課 町民生活課	<p>【総務課】 町といたしましても自主防災組織は、災害発生時における重要な地域組織であると認識しており、当該組織の結成促進のため、補助金の創設や、町報・ホームページ・区長会等で周知を図ってきました。 今後は、関係機関間の相互の連携を図り、情報共有を行うよう努めます。なお、町内の先進的取組事例を計画に明記されてはいかがかとのご指摘がありましたが、あくまで計画は、災害時の指針となるものであり、個別具体的な案件につきましては、別途整理するのが適切かと考えます。</p> <p>【町民生活課】 鳥取県国際交流財団からのパンフレット等を転入時に配布しています。また、これまで財団と共催で防災体験も実施しました。 パンフレットに記載の言語以外のベトナムの方等に対しては、財団のHPから多言語生活情報を印刷して事業所（在住外国人が研修生として働いている）へ配布します。また、以前実施した防災訓練を事業所と共同して行えるよう検討いたします。</p>
⑦	学校給食施設被災時の代替措置	総務課 教育総務課	<p>学校給食センターが被災し、完全給食の再開に期間を要すると見込まれた場合は、避難所等に避難している家庭や、余震が続き弁当が作れない家庭等も予想されるため、状況を確認しながらパンと牛乳＋αの簡易給食を配食します。 家庭で弁当が作れる状況になれば弁当持参としますが、弁当が作れない家庭については、弁当配食支援も検討します。また、近隣施設の被災状況によっては受託事業者が調理を行う他市町の施設を利用した配食支援や民間事業者を活用した配食実施等、保護者の負担軽減を図ります。</p>
⑧	災害時応援協定等の計画への記載	総務課	平成29年度修正分において、計画に記載します。